

Meet Again 会則 H16.6 改正案新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条（名称）  <u>本会は「Meet Again」と称します。（以下、本会と言います。）</u></p>	<p>第1条（名称及び事務局所在地）  <u>1 名称は「Meet Again」とする。</u>  <u>2 事務局は、原則として東京都中央区築地5 - 3 - 1海上保安庁海洋情報部に置く。</u></p>
<p>第2条（目的）  <u>会員のバドミントン技術の向上ならびに会員間の親睦を目的とします。</u></p>	<p>第2条（目的）  <u>バドミントン競技を通じて、会員間の親睦と技術の向上を目的とする。</u></p>
<p>第3条（会則）  <u>本会は、本会活動における基本的な取り決めに定めるため会則（以下、「本会則」といいます。）を設けるものとします。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第4条（活動）  <u>本会の活動は以下に掲げる各号のとおりとします。</u>  <u>練習会および練習試合の開催</u>  <u>本会が主催する試合の開催</u>  <u>本会以外の団体等が主催する試合等への参加</u>  <u>懇親会等、主として会員の親睦を目的とした行事の開催</u>  <u>その他本会の目的に沿う行事の開催</u></p>	<p>第3条（本会の活動）  <u>本会は、前条の目的を達成するために、例会及び親睦行事を開催する。</u></p>
<p>第5条（会員等）  <u>本会は「会員（メンバー）」によって構成されるものとし、会員は以下の各号のいずれかに該当する18歳以上の者で、本会への入会を希望する者として</u>  <u>東京都中央区に在住または在勤する者</u>  <u>東京都内に在住または在勤する者（に該当する者を除く。）</u>  <u>前記各号に該当しない者で本会が認める者</u>  <u>2 前項 号に規定する本会が認める者とは次項に規定する「ビジター」に準ずる者として</u>  <u>3 本会会員以外で本会活動に参加する者を「ビジター」と呼び、ビジターは原則として本会会員の紹介または、第7条に定める本会役員の承認を得て本会活動に参加するものとします。</u>  <u>4 「会員」と「ビジター」を総称して「本会参加者」といい、「会員」と「ビジター」の区分を「参加身分」といいます。</u></p>	<p>第4条（会員）  <u>本会会員は、本会の目的を理解し、遵守し、本会への参加を希望する次の者で構成する。</u>  <u>1 正会員</u>  <u>海上保安庁に勤務する者及び東京都中央区及びその隣接各区に在住または在勤する社会人（大学生、専門学校生を含む）で、役員会が承認した者。</u>  <u>2 準会員</u>  <u>以前に本会正会員であったもので、現に東京都中央区及び隣接する各区に在住または在勤していない者で役員会が承認した者。</u>  <u>3 例会会員</u>  <u>東京都中央区及び隣接する各区に在住又は在勤する社会人で、主に例会のみ参加する者または非社会人（学徒、学童）で役員会が承認する者。</u></p>

改正案	現行
<p><u>第6条（本会参加者の義務等）</u>  <u>本会参加者は本会則を遵守し、本会の目的達成のために本会の運営に協力するものとします。</u>  <u>2 本会参加者は、本会活動への参加にあたり良識ある社会人として行動するものとします。</u>  <u>3 本会参加者は第10条に定める会費を納めるものとします。</u>  <u>4 前各項の定めを反し、または一般的社会通念あるいは社会規範等に照らし、本会あるいは他の本会参加者等に対し迷惑、危害等をおよぼし、もしくは迷惑、危害等をおよぼすと思われる行為を行う者に対し、本会は、本会参加者の参加身分の取消しならびに本会活動への参加の拒否等をおこなうことができるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第7条（役員および役員選任の方法）</u>  <u>本会活動の円滑な運営を確保するために本会会員より役員を選任するものとし、選任の方法は自薦・他薦の候補者のうちより互選し、定期総会において承認を受けるものとします。</u>  <u>2 前項にかかわらず複数の会員の推薦のあるビジターは役員候補者としてとることができるものとします。</u>  <u>3 役員の数に4以上とし、任期は承認を受けた定期総会の直後から次の定期総会までの1年間とします。</u>  <u>4 役員の数に欠員ある場合は、速やかに役員を選任します。その選任の方法は本条第1項に準じ、臨時総会において承認を受けるものとします。また、期の途中より役員に選任された者の任期は、前任者の任期までとします。</u>  <u>5 役員は必要に応じ、役員のうちから会長、副会長、会計、監査役、その他役職を定めることができます。</u>  <u>6 前項に掲げる役職の設置は定時総会ないし臨時総会において承認を受けるものとします。</u></p>	<p><u>第6条（役員）</u>  <u>1 役員は、正会員及び正会員から推薦のあった会員から互選され、構成は次のとおりとすることができる。</u>  <u>会長 1名</u>  <u>幹事 5名（内、事務局1名を含む。）</u>  <u>会計 1名</u>  <u>会計監査 1名</u>  <u>2 役員は任期は、1年間とし、定期総会から次期定期総会までとする。</u>  <u>3 役員は再任は、さまたげない。</u>  <u>4 役員は選任は総会において行われる。</u>  <u>5 役員に欠員が生じた場合は出来るだけ早い時期に臨時総会を開催し、後任者を選任する。この場合の後任者の任期は、前任者の残任期とする。</u>  <u>6 前項の臨時総会が開催されない場合、欠員役員は任期終了日までの期間は、会長が欠員役員の任務を兼務する。</u>  <u>7 役員には事務局所在地の在籍者を充てるものとする。</u></p>
<p><u>第8条（役員の仕事）</u>  <u>役員は本会を代表し、本会の活動および運営に関して必要な折衝、調整等を行います。また本会活動にあたり、その運営の方針等を定め、運営管理者として分担して運営指揮等をおこないます。</u>  <u>2 役員は、その任務の遂行にあたり、本会の民主主義的な運営と、本会会員相互による自主的な運営に寄与するよう心掛けるものとします。</u></p>	<p><u>第7条（役員の仕事）</u>  <u>1 会長は本会の活動及び役員活動の責任者であり、かつ、代表として本会の全権を掌握し第2条に掲げる目的達成のために本会を運営する。</u>  <u>2 役員は会員の代表として会員の声を尊重し、公平、公正にかつ、本会をの運営とするために役員会等に出席し、議事案件を処理するとともに第2条に掲げる目的達成のために例会会場の確保等に努める。</u></p>

改正案	現行
<p>3 役員の主たる任務は以下の各号のとおりとします。</p> <p><u>年間の活動の方針の決定</u></p> <p><u>具体的な活動内容等の企画</u></p> <p><u>体育館の確保、シャトルの準備等、活動に必要な事柄に関する準備、折衝および調整</u></p> <p><u>本会活動における運営指揮および管理</u></p> <p><u>予算の策定と執行、および決算の実施と報告ならびに会費の管理</u></p> <p><u>定時および臨時総会の開催</u></p> <p><u>ビジターの承認</u></p> <p><u>本会ホームページの管理</u></p> <p><u>前記各号以外の本会活動に必要な一切の事柄に関する調整あるいは取りまとめ</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第9条(総会)</p> <p>1 定期総会は、年一回、年度末より2ヶ月以内に開催するものとします。臨時総会は必要に応じて役員が招集します。</p> <p>2 総会は、<u>会員の過半数の出席をもって成立し、総会出席者の過半数の賛成をもって決議をおこないます。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第8条(定期総会及び臨時総会)</p> <p>1 定期総会は、年一回開催する。</p> <p>2 総会は、<u>正会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出は出席とみなす。</u></p> <p>3 <u>決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。</u></p> <p>4 <u>会長は、正会員の3分の1以上の要請により、臨時総会を開催しなければならない。</u></p> <p>5 <u>総会における議事は役員以外の正会員の出席者の互選により議長を選任(臨時総会においては役員と総会要請者を議長に認めない)して運用する。選任された議長は議事を統括する。</u></p> <p>6 <u>定期総会においては会計報告及び会計監査報告を行い、総会の承認を得なければならない。</u></p> <p>7 <u>定期総会においては、第6条第2項の議事を行う。</u></p> <p>8 <u>総会において事前に会員以外の傍聴要請があった場合、会長はこれを認めることができる。</u></p> <p>9 <u>会長は前項の規定により会員以外の者の傍聴を認めた時は、総会冒頭において出席者に当該傍聴者の紹介と来会の目的を紹介するものとする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>第9条(役員会)</p> <p>1 <u>役員会は年二回(夏期・冬季)開催するものとする。ただし、会長が必要と認める時、または幹事全員の役員会開催請求があった場合臨時役員会を開催出来るものとする。</u></p> <p>2 <u>役員会の決議は出席役員の過半数以上の賛成を必要とする。ただし可否同数の場合は、会長判断をもって役員会の決議とする。</u></p> <p>3 <u>役員会は会長の判断により、会員の個人情報等に係る案件以外の審議については、公開を原則とする。ただし、役員以外の参加者には、発言権を与えない。</u></p>

改正案	現行
(削除)	<p><u>第 10 条 (例会)</u></p> <p><u>1 例会は、必要に応じて開催する。</u></p> <p><u>2 例会会場は原則として事務局所在地から最寄りの公共体育館または準公共の運動施設とする。</u></p> <p><u>3 役員による会場確保が困難な場合は、会員の確保による会場をもって例会に替えることができる。</u></p> <p><u>4 例会は正会員及び準会員の活動を優先とする。</u></p>
<p><u>第 10 条 (会費等)</u></p> <p>本会参加者は参加身分に応じて、以下の会費を支払うこととします。</p> <p><u>会員 (メンバー)</u></p> <p>年会費 1 0 0 0 円 / 1 年</p> <p>練習会費 2 0 0 円 / 1 回</p> <p><u>ビジター</u></p> <p>練習会費 3 0 0 円 / 1 回</p> <p>2 <u>本会は本会活動に応じて、本会参加者に対し、その都度、臨時に参加費を決め、その金額を請求し、かつ徴収することができます。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>第 11 条 (会費及び運営費)</u></p> <p>1 会費は、次による。</p> <p><u>正会員</u></p> <p>年会費 1 0 0 0 円 / 1 年</p> <p><u>例会費 2 0 0 円 / 1 回</u></p> <p><u>準会員</u></p> <p><u>例会費 2 0 0 円 / 1 回</u></p> <p><u>例会会員</u></p> <p><u>例会費 3 0 0 円 / 1 回</u></p> <p>2 <u>第 1 項の年会費は、第 5 項の該当を除き、原則年度当初に、例会費は当日の例会開始時に徴収する。</u></p> <p>3 <u>例会費は、必要に応じ、例会参加会員の承諾を得て次の事態が生じた場合に限り増額徴収することができる。</u></p> <p><u>会場使用経費が不足した場合。</u></p> <p><u>シャトルの不足を生じた場合。</u></p> <p>4 <u>本会運営費の不足が生じた場合は、総会の決議により当該年度の年会費を増額することができる。この場合の決議は、第 8 条第 3 項に規定する「出席者」を「正会員の出席者」と読み替えるものとする。ただし、増額により補填できる運営費の不足額は、当該年度内に生じた不足額を超えてはならない。</u></p> <p>5 <u>同一年度内 1 0 月 1 日以降に本会に入会する場合は年会費を 5 0 0 円にすることができる。</u></p>
<p><u>第 11 条 (事務局)</u></p> <p>本会は事務局を東京都中央区に置きます。</p>	(新設)
<p><u>第 12 条 (その他)</u></p> <p>本会の活動年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月末日までとします。</p>	(新設)
<p>附則</p> <p>本会則の改廃は総会の決議によります。</p>	(新設)
(削除)	<p><u>附則第 1 条 (会則の適用)</u></p> <p><u>本則は平成 1 4 年 7 月 1 5 日第 1 回総会において決議、平成 1 4 年 7 月 1 5 日から施行する。</u></p> <p><u>平成 1 5 年 6 月 2 0 日第 1 回会則の改訂決議承認</u></p> <p><u>平成 1 5 年 7 月 1 日施行</u></p>

改正案	現行
(削除)	<p>附則第2条(事務局・名称)</p> <p><u>1 本則第1条の規定に係わらず、本会構成会員の極端な変化がある場合は、事務局の所在地及び本会の名称の変更は、適切なる手続きをもって、これを妨げない。</u></p> <p><u>2 第6条第7項の規定は、構成会員に当該対象者が満たない限りはこれを適用しない。</u></p>
(削除)	<p>附則第3条(役員)</p> <p><u>1 本則第5条における会長は、会の公開、公正に寄与することに努める</u></p> <p><u>2 会長を除く役員は</u></p> <p><u>1)バドミントン協会、及びバドミントン関係団体との連絡窓口を担う。</u></p> <p><u>2)各種企画の取り纏め事務を行う。</u></p> <p><u>3)バドミントンに関する資質の向上に努め、これを会に公表することができる。</u></p> <p><u>4)会計は収入支出を出納し、定期総会においてこれを公表し、出納の維持管理を行う。</u></p> <p><u>5)会計監査は、収支を監査し、定期総会において結果を報告する。</u></p>